

事業主様

静岡県トラック運送健康保険組合
理事長 松浦 明

令和7年度 健康診断実施についてのご案内(1回目)

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度健康診断につきましては、令和6年度に引き続き、同補助内容にて下記要領のとおり実施しますのでよろしくお願いいたします。

なお、大腸がん検診(便潜血検査)については健康診断とは別時期に改めてご案内いたします。乳がん検診
子宮頸がん検診補助につきましては、同封の別紙をご覧ください。

令和7年度 健康診断 実施要領

1. 健診区分と検査項目 ※健診区分・健診項目の変更はありません。

健康診断Ⅰ	・身長・体重・肥満度・視力・聴力 の計測 ・血圧測定	・胸部X線撮影 ・尿検査(糖・蛋白)
健康診断Ⅱ	健康診断Ⅰに次の項目を追加 ・腹囲測定 ・聴力検査(1,000ヘルツ・4,000ヘルツ) ・血中脂質検査(中性脂肪・コレステロール) ・血糖検査	・肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP・ALP) ・貧血検査 ・尿酸の検査・クレアチニン検査 ・心電図検査(12誘導)
健康診断Ⅲ	健康診断Ⅱに次の項目を追加 ・胃部X線撮影(バリウム)・尿潜血	

2. 事業主負担金

(1)健康診断Ⅰは、1人一回につき1,500円

(2)健康診断Ⅱは、1人一回につき4,000円

(3)健康診断Ⅲは、1人一回につき5,000円

・健保外の方は、総費用(全額)負担になります。

事業主負担金は、受診後に健診機関から事業所へ請求書が送付されます。直接健診機関へお支払いください。

3. 便潜血検査について (令和6年度より健康診断での同時実施を廃止しました)

※大腸がん検診(便潜血検査2日法)は、令和6年度より「年1回 一斉実施」となりました。

・令和7年度は、7月下旬に案内送付、8月に申込受付、9月下旬～10月に一斉実施します。(時期は予定です)

・実施要領等の詳細は、改めてお送りする「大腸がん検診のご案内」をご覧ください。(※補助対象は40才以上被保険者です)

・健康診断受診時に同時実施の便潜血検査についてはオプション扱いとなり、**実費負担**になりますのでご注意ください。

健診区分選択について

※健診区分を選択される際は、法令・通達等のご確認をお願いいたします。

事業主が実施しなければならない健診については、労働安全衛生法において定められています。労働者には、1年以内ごとに1回、特定業務従事者(深夜業等)には6カ月以内ごとに1回、健康診断を行うことが義務づけられています。

労働安全衛生法を満たす基本的な健診は、当組合での健診Ⅱに相当します。健康診断項目の省略(健診Ⅰ)は、事前に医師に意見を求め、医師が必要でないと認めるときに限られています。(1回目34才以下・36～39才、2回目特定業務の方が対象)

深夜業務従事労働者とは 常時使用される労働者で、過去6カ月間に平均して1カ月あたり4回以上、午後10時から午前5時までの時間帯(一部がこの時間帯にかかった場合を含む)に従事した労働者です。

4. 健診実施方法

下記の、①個別健診(健診車)・②個人健診(院内健診)の2種類があります。

①②のいずれも、別紙「令和7年度 健康診断契約機関一覧表」から健診機関を選択してください。

①②とも、予約後に、申込名簿を健診機関へ送付してください。(健保組合への送付は不要です。)

①は一部の健診機関のみが対応可能です。

①個別健診「事業所での健診車による健康診断」

事業所様に、健診車がお伺いし、健康診断を実施いたします。

ご希望の場合は、健康診断契約機関一覧表の健診車対応欄「健診車対応あり」の機関に直接ご連絡いただき、日程等の決定をしてください。

- ・トラック健保の加入事業所であること、事業所にて健診車での健診をご希望であることをお伝えください。
- ・健診機関により、健診車での健診実施が可能な条件(人数・健診場所・日程等)がありますので、状況等を健診機関にご相談ください。(関連会社や近隣の事業所様等が合同で実施する場合も可能です。)
- ・実施決定となった際は、別添「**健診車用 健康診断申込名簿**」を **健診機関へ送付**してください。
「健診車用健康診断申込名簿」は、同封の用紙をコピーしていただくか、健保組合ホームページの用紙もご利用できます。ダウンロードし、各欄を入力してください。または、項目が同じであれば事業所様にて作成の書式でも構いません。健保組合へのご連絡・申込書送付は不要です。健保にて印字の名簿をご希望の際はご連絡ください。

※健診機関への送付は、健診車での健診日の1か月前までにお願いします。

- ・後日、健診機関より 健診結果と事業主負担金の請求書 が届きます。

②個人健診「院内での健康診断」

***院内健診は、完全予約制です。健診機関へ電話でのご予約をお願いします。**

- ① 予約 院内健診を希望される際は、契約健診機関に電話で事前予約を入れてください。
必ず「**トラック健保加入者の健診**」と健診機関にお伝えください。
予約は事業所ご担当者様にてお願いいたします。
- ② 申込 予約後、別添「**院内用 健康診断申込名簿**」を **健診機関へFAX送付**してください。
「院内用健康診断申込名簿」は、同封の用紙をコピーしていただくか、健保組合ホームページの用紙もご利用できます。ダウンロードし、各欄を入力してください。または、項目が同じであれば事業所様にて作成の書式でも構いません。健保組合へのご連絡・申込書の送付は不要です。
- ③ 受診 健診当日は、保険証(またはマイ保険証・資格確認書)を持参し、予約時間に受診してください。
- ④ 結果・請求 後日、健診機関より 健診結果と事業主負担金の請求書 が届きます。

※健診区分について

健診区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、一部区分のみ実施の健診機関がありますのでご注意ください。(一覧表区分欄参照)

※年齢について

令和7年度末日(令和8年3月31日)時点の年齢をご記入ください。

※感染症対策にご協力をお願いします。

- ・健診当日、発熱(37.5度以上)がある方、咳が出る方、体調が悪い方は健診受診を見合わせてください。
- ・感染症流行状況および健診機関状況等により、健診会場でのマスク着用にご協力いただく場合があります。

5. 健診結果

- ・健康診断の結果は、病院から事業所様あてに送付されます。
- ・早期受診を必要とする方には、病院または健保組合からご連絡する場合があります。
- ・要精密検査、要受診の判定の方や治療が必要な方は、保険診療での受診をお願いいたします。
- ・結果判定によって、健保組合(または委託機関)より特定保健指導が実施される場合がありますのでご了承ください。

6. 個人情報の共同利用の取扱いについて

当組合では、個人情報保護の重要性を十分に認識し、守秘義務の徹底、個人情報取扱責任の徹底を図り、個人情報の管理及び保護に万全を期します。

なお、健康診査事業の個人データについては、事業主の労働安全衛生法遵守の目的をもって、「個人情報保護に関する法律」の規定により下記の事項を公表の上、被保険者の個人データを事業主に提供し共同利用いたします。

1. 個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して健診及び事後指導を実施することが、被保険者の健康管理を推進する上で効率的、効果的である為、共同利用として実施するものです。

2. 共同して利用する個人データの項目

記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、資格取得日、資格喪失日、事業所コード、事業所名、事業所所在地（本・支店）、事業所電話番号（本・支店）、一般・成人健康診査データ、精密・管理検診（(1)胸部検査(2)血圧検査(3)心臓検査(4)腎臓検査(5)糖尿病検査(6)胃部検査(7)肝臓検査(8)高脂血検査(9)尿酸検査(10)血球検査）データ、訪問保健指導、健康診断（特定業務等）データ、健康診査の受診医療機関名及び医師名

3. 共同利用者の範囲

事業主、健康保険組合、産業医、委託先事業者

4. 利用する者の利用目的

被保険者の健康の保持・増進のための健診と事後の保健指導、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに産業医等他事業者との情報交換。

5. データ管理責任者の氏名または名称

（当組合）常務理事

（事業所）事業主

今回お送りした書類

①ご案内

②令和7年度 健康診断契約機関一覧表 (令和7年3月現在)

③「健診専用 健康診断申込名簿」「名簿続紙」

④「院内用 健康診断申込名簿」

※③④は適宜ご利用ください。HPよりダウンロードし加工可能です。

ご不明な点がございましたら健保組合までご連絡ください。

静岡県トラック運送健康保険組合

静岡市葵区宮前町24番地

TEL 054-261-8891 / 担当：山本